

新国立劇場合唱団員事件（地位確認）の 上告棄却・上告不受理決定 労働契約の成立を認めなかった 不当な最高裁決定

東京法律事務所・弁護士

水口洋介

不当な上告棄却 上告不受理

二〇〇九年三月二十七日に最高裁判所は、八重樫節子さんが新国立劇場から契約の更新を拒まれたため、合唱団員として労働契約上の地位確認を求めていた事件で、八重樫さんの上告棄却、上告不受理の決定を下した。

この出演基本契約書には、年間出演する公演が特定され、報酬などの詳細の定めがなされている。この基本出演契約書は六ページにわたって、三十条もの詳細な定めがなされている。個別出演契約書は一枚もので、出演する公演日時等が記載されているだけである。

最高裁の決定は、労働者性を否定した東京地裁判決（〇六年三月三十日）・東京高裁判決（〇七年五月十六日）の判断をそのまま認める、極めて不当なものである。

この出演基本契約書には、年間出演する公演が特定され、報酬などの詳細の定めがなされている。この基本出演契約書は六ページにわたって、三十条もの詳細な定めがなされている。個別出演契約書は一枚もので、出演する公演日時等が記載されているだけである。

合唱団員の「契約」実態

新国立劇場の合唱団員（契約メンバー）の出演契約関係は、次のようなものであった。合唱団員（契約メンバー）は、年間シーズンを通じて公演に出演する出演基本契約を締結し、公演ごとに個別出演契約を締結するという仕組みになっている。当初、個別公演ごと

の出演契約であったが、年間シーズンを通じて合唱団員（契約メンバー）を確保するため、新国立劇場は契約期間を一年とする出演基本契約を締結するようになった。また、公演・練習に拘束されるという「場所的・時間的拘束性は業務の性質そのものから来るものであって、これを労働者性肯定の要素とはいえない」とした。

東京高裁は、この東京地裁の判決を追認し「労働基準法、労働組合法が適用される前提となる労働契約関係が成立しているといえない」とした。

現在では、様々な契約形態のもとで働く人が増加している。特にインターネット・インメント業界で働く、音楽家、俳優、パフォーマーなどの実演家は、多種多様な契約形態のもとで働いている。しかも、どのような契約を締結して働くかは、実演家には選択できず、事業主（使用者）が一方的に決定し、これにサインするかどうかを求められるだけである。

新国立劇場が、当初の個別契約一本から、出演基本契約書との二本立てにしたのも、新国立劇場が一方的に決定したものであった。このように、事業主（使用者）に一方的に作成される契約書の形

前の三月二十五日には、高等裁判所が新国立劇場合唱団員についての労組法上の労働者性を否定して、中労委の団体交渉拒否を不当労働行為とした救済命令を取り消した。民事訴訟は最高裁判断が出てしまったが、不当労働行為救済命令を取り消した高裁判決を上告・上告不受理をして、裁判所の判断を変えなければならぬ。

日本の裁判所に、世界の音楽家はユニオンメンバーとして扱われ、これを否定した東京地裁、東京高裁の判断が誤りであることを断言する活動が断行された。この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

裁判所の不当な判断

ところが東京地裁は、出演基本契約を労基法上の労働契約ではないとした。その根拠は、出演基本契約書を締結しただけでは「合唱団員の契約メンバーに個別契約の締結を義務づけるような条項は存せず、契約メンバーは、出演基本契約を締結することにより、当然に「出演公演一覧」に示された

東京地裁、東京高裁とも、形式的な出演基本契約書に記載された条文解釈に拘泥し、合唱団員の稼働の実態を見ないものである。合唱団員は年間の公演に出演し、練習に参加することを条件に募集されている。現実には年間二百五十日以上にわたり公演と練習に拘束されているにもかかわらず、年収三百万円

あるかどうかで決定されることなら、事業主（使用者）が恣意的に労働契約の範囲を決めることができしてしまう。そうなれば使用者は、労働基準法や労働組合法の規制を免れるために、自分に都合の良い契約書を作成して、それを締結すれば良いことになってしまふ。

このような使用者の恣意を排除するため、契約書の文言ではなく、労働契約の実態、事実関係に着目して、使用従属関係にあるかどうかを判断すべきであった。

このような主張をまったく取り入れなかった最高裁判所の判決は、労働法の根本を無視した判断である。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

裁判所の形式判断の誤り

ところが東京地裁は、出演基本契約を労基法上の労働契約ではないとした。その根拠は、出演基本契約書を締結しただけでは「合唱団員の契約メンバーに個別契約の締結を義務づけるような条項は存せず、契約メンバーは、出演基本契約を締結することにより、当然に「出演公演一覧」に示された

東京地裁、東京高裁とも、形式的な出演基本契約書に記載された条文解釈に拘泥し、合唱団員の稼働の実態を見ないものである。合唱団員は年間の公演に出演し、練習に参加することを条件に募集されている。現実には年間二百五十日以上にわたり公演と練習に拘束されているにもかかわらず、年収三百万円

あるかどうかで決定されることなら、事業主（使用者）が恣意的に労働契約の範囲を決めることができってしまう。そうなれば使用者は、労働基準法や労働組合法の規制を免れるために、自分に都合の良い契約書を作成して、それを締結すれば良いことになってしまふ。

このような使用者の恣意を排除するため、契約書の文言ではなく、労働契約の実態、事実関係に着目して、使用従属関係にあるかどうかを判断すべきであった。

このような主張をまったく取り入れなかった最高裁判所の判決は、労働法の根本を無視した判断である。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

この事件は勝利しなければおかし。さらに力を尽くしたいと決意している。

識者からのコメント

最高裁へ提出した意見書を執筆した名古屋大学の和田肇教授と関西大学大学院の川口美貴教授にコメントをいただいた。

名古屋大学教授 和田肇

今般、最高裁において係争中であつた八重樫節子さんが上告人・上告受理申立人となつていた労働事件（民事）について、上告棄却・上告不受理の決定が下された。上告人に依頼されて意見書を書いた者として、私は意見書を書く

関西大学大学院教授 川口美貴

新国立劇場運営財団に対して、八重樫氏の地位確認を求めているが、八重樫節子さんの上告棄却・上告不受理の決定は、非常に残念である。しかし、この最高裁決定は、上告理由・上告受理申立理由がないとだけ述べて、東京高裁の判決を結論として維持したにすぎず、労働供給契約の成立に関する東京高裁の判断を肯定したわけでも、八重樫さんの労働基準法上・労働組合法上の労働者性を判断したわけでもないことを確認すべきである。

本件は、八重樫氏が九十九年（平成十一年）以降、毎年オペラ合唱団員として出演基本契約を締結していた新国立劇場が、〇三年（平成十五）に次のシーズン（平成十六）に次のシーズン（平成十七）の出演基本契約を締結しないと通知したの